

第5章 量の見込みと確保方策

本計画では、子ども・子育て支援法に基づき、保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

令和5年度に実施した「大磯町子ども・子育てニーズ調査」の結果や各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出すると共に、それに対応するための確保方策を策定します。

量の見込み

国が示す算出の基本的な考え方に沿って、ニーズ調査の結果などから算出します。算出結果が現状の実績値をかけ離れた場合などは、必要に応じて補正を行います。

確保方策・確保方策の内容

量の見込みを確保するための方策として、目標数値と今後の方向性を記載します。

提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する範囲は、現在の教育保育事業における幼稚園や保育所等の利用実態が広域的に利用されていることなどから、国が示す事業において、本町全体を1つの区域として設定します。ただし、放課後児童クラブにおいては、明確に区分ができることから2つの区域（大磯地区・国府地区）で設定します。

乳幼児期の教育・保育

子どもたちが健やかに成長するために必要な教育・保育を適切に受けられるよう、必要な保育の量を算出し、保育所などの整備や人員の確保などを定めることが義務付けられています。

- ☐ 1号認定（幼稚園等（3～5歳））
- ☐ 2号認定（保育所等（3～5歳））
- ☐ 3号認定（保育所等（0～2歳））

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に提供することが可能な施設です。

本町では、保護者の働き方が多様化するなか、保護者が安心して働ける環境を提供するため、認定こども園の活用を引き続き進めます。

② 幼稚園教諭や保育士等の人材確保と資質向上のための支援

幼児期の教育・保育は、すべてのこどもの健やかな育ちをめざすものであり、そのためには教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の人材確保及び資質の向上が不可欠です。

このことを踏まえ、幼稚園教諭と保育士等の人材確保に向けた施策の推進や、公私・施設類型を超えた各種研修の実施の検討など、人材育成の充実を図ります。

③ 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期です。乳幼児期の発達の連続性や体験の多様性と関連性の理解に留意しながら一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

そのなかで、幼稚園や保育所等での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、小学校への円滑な接続の推進に取り組むとともに、配慮が必要な子どもたちをはじめ、多様な子どもたちの健やかな成長を支えるための体制づくりに取り組みます

また、地域子ども・子育て支援事業により、妊娠前、妊娠・出産期から子育て期を通じた切れ目のない支援体制の確保や、こども・子育て相談体制の充実等を行い、地域社会全体で子育てを支えてくことが重要です。

④ 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

子ども・子育て支援の中核的役割を担う幼稚園・保育所・認定こども園と、3歳未満の保育を、地域に根ざした身近な場で提供する小規模保育事業所等の地域型保育事業が相互に連携し補完することで、教育・保育の量と質の充実が図られるものと考えます。このことから、教育・保育施設と地域型保育事業者の情報共有と連携支援の充実を図ります。

2 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化に伴う「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案しつつ、施設の事務負担等に配慮するよう努めます。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について県と連携し、事業の円滑な実施を図ります。

3 乳幼児期の教育・保育



1号認定：幼稚園等（3～5歳）

乳幼児期

幼稚園、認定こども園において、満3歳以上の教育標準時間認定のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率等をもとに算出しています。

		実績	年度				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
① 量の見込み		334 人	268 人	259 人	269 人	251 人	220 人
② 確保方策	幼稚園 (施設型給付：公立)		300 人	300 人	150 人	150 人	150 人
	幼稚園 (施設型給付：私立)		45 人	45 人	55 人	55 人	55 人
	認定こども園 (施設型給付：公立)		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 (施設型給付：私立)		51 人	51 人	115 人	115 人	115 人
	小計		396 人	396 人	320 人	320 人	320 人
需給差 (② - ①)			128 人	137 人	51 人	69 人	100 人

* R 6 実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

町立幼稚園の園児数が減少傾向にあるなかで、待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。



2号認定：保育所等（3～5歳）

乳幼児期

保育所、認定こども園において、保育の必要性がある満3歳以上のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率等をもとに算出しています。

		実績	年度				
		R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
① 量の見込み		288 人	280 人	283 人	264 人	261 人	244 人
② 確保方策	認可保育所（公立）	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人	62 人
	認可保育所（私立）	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
	認定こども園 （幼保連携型：公立）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認定こども園 （幼保連携型：私立）	85 人	85 人	137 人	137 人	137 人	137 人
	幼稚園 （施設型給付：公立）	40 人	40 人	10 人	10 人	10 人	10 人
	幼稚園 （施設型給付：公立）	15 人	15 人	5 人	5 人	5 人	5 人
	小計	272 人	272 人	284 人	284 人	284 人	284 人
需給差（② - ①）		▲ 8 人	▲ 11 人	20 人	23 人	40 人	

* R 6 実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズ等を注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討していきます。

イラスト等を掲載

保育所、認定こども園、小規模保育事業等において、保育の必要性がある満3歳未満のこどもの保育を行います。

【量の見込み・確保方策】

利用実績及びこどもの数の減少率等をもとに算出しています。

		実績	年度				
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
① 量の見込み	0歳	26人	25人	24人	23人	22人	21人
	1歳	66人	57人	56人	55人	55人	56人
	2歳	86人	97人	85人	83人	84人	84人
	小計	142人	179人	165人	161人	161人	161人
② 確保方策	認可保育所 （公立）	0歳	5人	5人	5人	5人	5人
		1歳	5人	5人	5人	5人	5人
		2歳	18人	18人	18人	18人	18人
	認可保育所 （私立）	0歳	12人	12人	12人	12人	12人
		1歳	18人	18人	18人	18人	18人
		2歳	20人	20人	20人	20人	20人
	認定こども園 （幼保連携 型：公立）	0歳	0人	0人	0人	0人	0人
		1歳	0人	0人	0人	0人	0人
		2歳	0人	0人	0人	0人	0人
	認定こども園 （幼保連携 型：私立）	0歳	11人	11人	20人	20人	20人
		1歳	19人	19人	31人	31人	31人
		2歳	23人	23人	41人	41人	41人
	小規模保育 事業A型	0歳	7人	7人	2人	2人	2人
		1歳	11人	11人	5人	5人	5人
		2歳	12人	12人	5人	5人	5人
	小計	0歳	35人	35人	39人	39人	39人
		1歳	53人	53人	59人	59人	59人
		2歳	73人	73人	84人	84人	84人
	合計		161人	161人	182人	182人	182人
需給差（②－①）		0歳	10人	11人	16人	17人	18人
		1歳	▲4人	▲3人	4人	4人	3人
		2歳	▲24人	▲12人	1人	0人	0人
		計	▲18人	▲4人	21人	21人	21人

* R6実績は、4月1日時点の利用児童数

【確保方策の内容】

待機児童対策として、町立大磯幼稚園を公私連携幼保連携型認定こども園へ移行する計画となっています。

また、公立保育所の老朽化が進むなかで、園児数や保育ニーズ等を注視し、公立保育所、公立幼稚園の施設のあり方を検討していきます。

地域子ども・子育て支援事業

子育て中の家庭を地域全体で支えるための様々な事業で、一時預かりや子育て相談、親子の遊び場など、多様なサービスが含まれます。子ども・子育て支援法では、地域のニーズを踏まえて量の見込みを算出し、確保方策を定めることで、子育て中の家庭が安心して子育てできる環境づくりを目指すこととしています。

- ☐ 妊婦等包括相談支援事業（P41）
- ☐ 妊婦健康診査（P41）
- ☐ 産後ケア事業（P42）
- ☐ 利用者支援事業【こども家庭センター型】（P42）
- ☐ 養育支援訪問事業、その他要支援【養育支援訪問事業】（P43）
- ☐ 乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業】（P43）
- ☐ 利用者支援事業【基本型】（P44）
- ☐ 地域子育て支援拠点事業（P44）
- ☐ 一時預かり事業【幼稚園型・一般型】（P45）
- ☐ 延長保育事業（P46）
- ☐ 病児・病後児保育事業（P46）
- ☐ 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】（P47）
- ☐ 多様な主体の参入促進事業（P47）
- ☐ 実費徴収に係る補足給付を行う事業（P47）
- ☐ 子育て世帯訪問支援事業（P48）
- ☐ 親子関係形成支援事業（P48）
- ☐ 子育て短期支援事業（P49）
- ☐ ファミリー・サポート・センター事業（P49）
- ☐ 要保護児童等支援事業（P50）
- ☐ 児童育成支援拠点事業（P50）
- ☐ 放課後児童クラブ【学童保育事業】（P51）

4 地域子ども・子育て支援事業

● 妊婦等包括相談支援事業

妊娠・出産期

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の事業です。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に1組あたりの面談回数（3回）を掛けて算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	妊娠届出数	135 件	124 件	118 件	112 件	106 件	101 件
	1組あたり面談数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	実施回数	405 回	372 回	354 回	336 回	318 回	303 回
確保方策	実施回数		372 回	354 回	336 回	318 回	303 回

【確保方策の内容】

こども家庭センターの母子保健コーディネーター（保健師・助産師等の専門職）を中心に、妊娠から出産後、子育て期まで切れ目ない相談支援を行います。

● 妊婦健康診査

妊娠・出産期

妊婦や胎児の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では、母子健康手帳交付時に、妊婦健康診査費用を補助するため14枚の補助券を交付し、妊婦健診の費用の一部を補助しています。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に実績の妊婦健診の平均補助回数を掛けて算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	1,461 人	1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人
確保方策	年間延利用者数		1,314 人	1,251 人	1,194 人	1,142 人	1,094 人

【確保方策の内容】

医療機関に委託して実施しています。また、委託契約していない医療機関等で受診した場合でも、実質本人負担が発生しない償還払い制度を併用して対応しています。

● 産後ケア事業

妊娠・出産期

産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

本町では、「アウトリーチ型」「デイサービス型」「ショートステイ型」を実施しています。

【量の見込み・確保方策】

産婦推計数に利用見込率及び一人あたりの平均利用日数を掛けて算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	延利用数	173 人日	200 人日	217 人日	232 人日	244 人日	232 人日
確保方策	延利用数		200 人日	217 人日	232 人日	244 人日	232 人日

【確保方策の内容】

委託により確保します。希望するすべての妊婦が利用できるよう委託先を拡充するなど、産後ケア事業を安定的に提供します。

● 利用者支援事業【こども家庭センター型】

妊娠・出産期

乳幼児期

利用者支援事業（こども家庭センター型）では、保健師や助産師を中心に、妊娠・出産・育児・虐待など、こどもに係る様々な課題に一体的に取り組んでいます。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R6実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実施か所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
確保方策	実施か所数		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【確保方策の内容】

令和6年度に設置した「こども家庭センター」で、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへの一体的で切れ目のない支援を行います。



養育支援訪問事業、その他要支援【養育支援訪問事業】

妊娠・出産期

乳幼児期

子育てに対して不安や孤立感などから養育支援が特に必要な妊産婦（産後概ね１年程度）の家庭（児童虐待の可能性があるものを含む）に委託先の看護師が訪問し、継続して養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するための訪問を行っています。

【量の見込み・確保方策】

前期計画からのニーズ量を承継しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用人数	2人	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策	年間利用人数		15人	15人	15人	15人	15人

【確保方策の内容】

養育支援訪問事業は、産科・小児科・精神科等の看護に精通する看護職の配置がある民間事業者に委託しており、今後もこの体制を継続する見込みです。



乳児家庭全戸訪問事業【新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業】

乳幼児期

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、療育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

出生推計数に対し全件訪問するものとして算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用人数	128人	124人	118人	112人	106人	101人
確保方策	年間利用人数		124人	118人	112人	106人	101人

【確保方策の内容】

新生児のいるすべての家庭を訪問するために、助産師や保健師等の専門職の会計年度任用職員を雇用し、きめ細かい対応を行える体制を確保します。

● 利用者支援事業【基本型】

乳幼児期

専門職である子育てコンシェルジュが、子育て支援総合センター・子育て支援センターのつどいの広場を拠点としながら出張相談などを行い、子育て期の色々な悩みごと・困りごと等について、必要な情報を提供したり、適切なサービスや支援機関を紹介する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	実施か所数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
確保方策	実施か所数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【確保方策の内容】

保育士等の専門職である子育てコンシェルジュを雇用し、相談体制の充実を図りながらきめ細かい対応を行える体制を確保します。

● 地域子育て支援拠点事業

乳幼児期

子育て中の親子の交流を促進し、子育ての孤立感を解消し地域で子育てを支えるため、子育て支援総合センター・子育て支援センターでつどいのひろばを実施しています。あわせて、令和6年度より「地域子育て相談機関」として位置づけ、相談機能を強化しています。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	12,001 人	11,745 人	11,617 人	11,489 人	11,361 人	11,233 人
確保方策	年間延利用者数		11,745 人	11,617 人	11,489 人	11,361 人	11,233 人
	拠点数		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

【確保方策の内容】

事業の運営や子育て相談に応じる子育てアドバイザーを雇用し、こども家庭センターを補完する拠点として、今後も2か所での実施をしていきます。



家庭において保育を受けることが一時的に困難になった児童を預かり、一時的な保育サービスを実施する事業です。幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に実施する「幼稚園型（預かり保育）」事業と、非在園児も利用可能な「一般型（一時保育）」事業があります。

<一時預かり事業（幼稚園型）>

幼稚園及び幼保連携型認定こども園に在園する児童を対象に、通常の教育時間の前後や土曜・日曜・長期休業期間中に行う教育活動です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、算出しています。令和9年度以降は、町立幼稚園1園を認定こども園に移行する予定であるため、減少を見込んでいます。

	指標	区分	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	1号認定	9,686人	10,286人	10,586人	7,926人	8,226人	8,526人
		2号認定	660人	660人	660人	420人	420人	420人
		計	10,346人	10,946人	11,246人	8,346人	8,646人	8,946人
確保方策	年間利用人数			10,946人	11,246人	8,346人	8,646人	8,946人

【確保方策の内容】

現在5か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービスを継続していきます。

<幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）以外>

保護者の断続的・短時間の就労等や傷病、冠婚葬祭等、または育児等に伴う心理的・肉体的負担を解消するなどの通常保育所の対象外の児童に対し、一時的な保育サービスを実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。令和9年度以降は、町立幼稚園1園を認定こども園に移行する予定であるため、増加を見込んでいます。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	1,769人	2,107人	2,029人	2,775人	2,697人	2,619人
確保方策	年間延利用人数		2,107人	2,029人	2,775人	2,697人	2,619人

【確保方策の内容】

現在2か所で実施していますが、より利用しやすい環境を整えるため、実施施設数の増加を進めてまいります。



延長保育事業

乳幼児期

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日以外の日や、利用時間以外の時間において、保育所や認定こども園、小規模保育事業所にて保育を実施する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間利用人数	8,566人	7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人
確保方策	年間利用人数		7,672人	7,226人	6,779人	6,332人	5,885人

【確保方策の内容】

現在6か所で実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービスを継続していきます。



病児・病後児保育事業

乳幼児期

児童が病中または病気の回復期にあって集団保育が困難な期間、保育所や医療機関等に付設された専用スペース等で保育及び看護ケアを行う事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	60人	66人	68人	71人	74人	77人
確保方策	年間延利用人数		66人	68人	71人	74人	77人

【確保方策の内容】

現在1か所で病後児保育事業を実施しており、十分な対応が可能です。就労する保護者のニーズに対応しながら、サービスを継続していきます。

また、病児保育事業のニーズを注視し、事業実施の検討を行います。

● 乳児等通園支援事業【こども誰でも通園制度】

乳幼児期

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備すると共に、すべての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルにかかわらず、0歳6か月から満3歳未満の保育所等を利用していないこどもを月10時間までの範囲で、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点等で預かりを行う、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を令和8年度から実施します。

【量の見込み・確保方策】

国の示す算出方法にもとづき、未就園児全員が最大10時間利用した場合の月の必要定員数を算出しています。

指標		R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (必要定員数)	0歳児	-	3人月	3人月	3人月	3人月	3人月
	1歳児	-	5人月	5人月	4人月	4人月	4人月
	2歳児	-	5人月	4人月	3人月	3人月	3人月
確保方策 (必要定員数)	0歳児		-	3人月	3人月	3人月	3人月
	1歳児		-	5人月	4人月	4人月	4人月
	2歳児		-	4人月	3人月	3人月	3人月

【確保方策の内容】

令和8年度の事業開始に向けて、受け入れ体制の確保等の準備を進めます。

● 多様な主体の参入促進事業

乳幼児期

保育所や幼稚園といった従来の施設だけでなく、企業やNPOなどの様々な主体が子ども・子育て支援事業に参入しやすくするための取組みです。地域の実情や保護者のニーズに合わせた多様なサービスを提供できるよう、多様な事業者のノウハウを活用した教育・保育施設等の設置や運営への新規参入を促進するための支援を行う事業です。

● 実費徴収に係る補足給付を行う事業

乳幼児期

低所得世帯等のこどもが、保育所等を利用した際に、保育料とは別に、サービス提供に必要な経費を保護者が支払った場合、実費徴収に係る費用の一部を保護者や保育所等に補填する事業です。

子育て世帯訪問支援事業

乳幼児期

学童期

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに家事・子育ての支援を行い、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

【量の見込み・確保方策】

相談員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	-	94人	92人	89人	87人	84人
確保方策	年間延利用人数		94人	92人	89人	87人	84人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

希望者が安心して利用できるよう、適切な事業者に委託し実施します。

親子関係形成支援事業

乳幼児期

学童期

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的としています。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに、令和7年度より関係機関への周知による効果・利用対象年齢引き上げによる講座数の増設による利用人数の増加を見込み算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	17人	68人	66人	65人	63人	61人
確保方策	年間延利用人数		68人	66人	65人	63人	61人

【確保方策の内容】

必要な研修を受講した臨床心理士等専門職を講師として講座の質の向上と、現在設定しているコースの日数や回数を増加し、支援体制の充実を図ります。

子育て短期支援事業

乳幼児期

学童期

保護者の疾病等の理由で、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で必要な保護を行う事業（ショートステイ）及び、夜間養護等事業（トワイライトステイ）を実施します。

【量の見込み・確保方策】

前期計画からのニーズ量を承継しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み （ショートステイ）	年間延利用人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
量の見込み （トワイライトステイ）	年間延利用人数	0人	1人	1人	1人	1人	1人
確保方策 （ショートステイ）	年間延利用人数		0人	1人	1人	1人	1人
確保方策 （トワイライトステイ）	年間延利用人数		0人	1人	1人	1人	1人

【確保方策の内容】

事業の担い手となりうる事業者と協議を重ね、支援体制の確保を図ります。

ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児期

学童期

育児の援助をしてほしい方（依頼会員）と援助したい方（援助会員）、そして依頼会員として子どもを預かってもらうこともあるが、時には預かることも可能な方（両方会員）とで会員を組織して、地域において会員同士で子育てを支援する相互援助活動を行うことを支援する事業です。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

	指数	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用者数	502人	542人	562人	582人	602人	622人
確保方策	年間延利用者数		542人	562人	582人	602人	622人

【確保方策の内容】

SNS等を活用した事業の周知や、援助会員交流会等のイベントの開催し、援助会員の確保に努めます。

要保護児童等支援事業

乳幼児期

学童期

思春期

虐待を受けていたり、その疑いがあるこどもの早期発見や支援をするため、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関が連携して情報交換と支援の協議を行っています。

【量の見込み・確保方策】

令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、ケースごとのリスクの再評価を行ったことにより、令和5年度まで「要支援児童」として計上していた一部は、こども家庭センター相談受理ケースに切り替え相談支援をしているため、量の見込みは減少した後、増加に転じる見込みです。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	要保護（支援）児童数の合計	204人	111人	104人	106人	113人	123人
確保方策	要保護（支援）児童数の合計		111人	104人	106人	113人	123人

【確保方策の内容】

こども家庭センターの統括支援員・保健師・子ども家庭支援員を中心に必要な家庭に対し、きめ細かい対応をしていきます。

児童育成支援拠点事業

学童期

思春期

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じ、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関のつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込み・確保方策】

相談員が対応している世帯のうち、利用が望ましい児童の人数に基づき算出しています。

	指標	R5実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	年間延利用人数	-	94人	93人	90人	89人	87人
確保方策	年間延利用人数		0人	0人	0人	89人	87人

※本事業は、令和6年4月に施行された改正児童福祉法により新たに位置付けられた事業です。

【確保方策の内容】

事業の担い手となりうる事業者と協議を重ね、支援体制の確保を図ります。



就労等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、授業終了後や長期休暇期間中の適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業で、大磯町では大磯学童保育クラブ及び国府学童保育クラブの2箇所を実施します。

【量の見込み・確保方策】

実績をもとに算出しています。

指標		R6実績	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み (実利用数)	1年生	105人	97人	100人	89人	94人	107人
	2年生	87人	97人	93人	98人	90人	96人
	3年生	63人	68人	73人	68人	69人	62人
	4年生	36人	37人	39人	40人	36人	35人
	5年生	22人	22人	23人	24人	25人	23人
	6年生	12人	10人	9人	7人	6人	4人
	計	325人	331人	337人	326人	320人	327人
確保方策 (実利用数)	大磯	低学年	161人	164人	157人	155人	163人
		高学年	39人	41人	42人	38人	36人
		小計	200人	205人	199人	193人	199人
	国府	低学年	101人	102人	98人	98人	102人
		高学年	30人	30人	29人	29人	26人
		小計	131人	132人	127人	127人	128人
	計	低学年	262人	266人	255人	253人	265人
		高学年	69人	71人	71人	67人	62人
		小計	331人	337人	326人	320人	327人

【確保方策の内容】

受け入れ児童の適正化をめざすとともに、施設の維持改修等整備により、供給量及び快適な活動空間の確保をめざします。

(こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載)
(令和6年11月8日～令和6年12月13日)

5 放課後児童対策パッケージ

① 放課後子ども教室の年度ごとの実施計画

現在、放課後こども教室を原則毎週水曜日の学校終業後に実施しており、小学校の授業編成や学校イベントに合わせて日程を調整しています。また、本町では、長期休業中のこどもの居場所としての放課後子ども教室を実施しています。なお、これらの事業のほか、「朝の子どもの居場所づくり」として、小学校の登校日の始業前に、学校に隣接する学童保育施設において、スタッフによる見守り事業を実施しています。

② 連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量

現在、放課後こども教室を原則毎週水曜日の学校就業後に実施しており、小学校の授業編成や学校イベントに合わせて日程を調整しています。年間約30日の実施日となっています。今後においても、学童保育を利用している児童を含めて実施します。

③ 連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

放課後児童クラブ（学童保育）を利用しているこどもも、放課後子ども教室を利用する場合には、登録をし、いつでも利用できるようにしています。また、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室の一体的、又は連携した事業を推進するために、双方関係者及び、学校関係者等による定期的な意見交換の場を設けています。

なお、双方が実施するプログラムに、それぞれの子どもたちが参加できるように、放課後児童クラブの指導員等と、放課後子ども教室のコーディネーター等が連携して事業の企画・立案できるよう努めます。

④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため、放課後児童クラブにおいては、放課後の小学校の空教室を活用して活動を行っています。今後も、利用児童数の増加に対応すべく、引き続き小学校の空き教室を活用していきます。

また、放課後子ども教室においては、小学校体育館、運動場、図書室を利用して活動を行っています。子どもたちが過ごしなれた学校施設で、様々な体験ができるよう、引き続き利用をしていきます。

⑤ 放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策

放課後児童対策として、放課後児童クラブ（学童保育）と放課後子ども教室を同じ課で所管していることで、円滑な連携体制が構築されています。また、教育委員会とは、定例的な事務連絡等により情報共有がされ、円滑な事業運営につながっています。

⑥ その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策等

特別な配慮を必要とするこどもや家庭が放課後児童クラブや放課後子ども教室を利用する際には、こども家庭センター、学校の教職員などの関係機関との連携により必要な支援等について情報連携を図り、適切な支援につなげます。

6 任意記載事項

「子ども・子育て支援事業計画」では任意記載事項となっている以下の項目についても重要な取組みとして事業を推進していきます。

■産後の休業・育児休業後における教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、整備を行います。

■専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県事業との連携

児童虐待防止対策の充実やひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児や医療的ケア児への支援策の充実など、県が行う施策と連携を図り、各関係機関との連携強化に努めます。

■労働者の職業生活と家庭生活との両立に必要な雇用環境の整備に関する施策

仕事と家庭の調和の実現のための働き方をより推進するために、県や地域企業、労働者団体、子育てを支える団体等と連携しながら、ワークライフバランスの推進や、こどもまんなかの機運醸成に努めます。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の進行管理

本計画の実効性を確保するために、PDCAサイクル（Plan-Do-Check-Action）により、施策の実施状況・進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を次年度に向けた取組みの見直しや計画に反映させ、継続的に改善を図っていく仕組みとします。

また、『大磯町子ども・子育て会議』において、計画の進行・管理を行い、施策に対する意見・提言をいただきます。



2 積極的な情報発信と多様な情報提供体制

多くの施策を実効性のあるものにするため、必要な人に必要な情報が届くこと、こどもまんなか社会の実現のため、こどもや若者、子育て当事者のみならず、あらゆる人が理解を深め行動に移していくことはとても重要です。

また、社会全体でこどもを見守り、こどもを大切にするための機運醸成に向けた情報発信・情報提供体制の整備に取り組めます。

3 本計画における指標値の取扱い

本計画では、事業の進捗度合いを定量的に示せるよう、重点事業において指標値を設定しています。

これらの指標値は当該施策に関する代表的なものを位置づけていますが、あくまで当該施策の状況を示す一つの要素であり、指標値の達成だけが各施策の目標となるものではありません。

また、各種指標の現状値及び目標値は策定時点のものであり、事業の進捗や社会経済情勢の変化に合わせて、実施計画を作成し、適宜見直しを図るものとします。

4 大磯町子ども・子育て会議規則

平成25年3月29日大磯町規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町附属機関の設置に関する条例(昭和30年大磯町条例第16号。以下「条例」という。)第2条の規定により設置された大磯町子ども子育て会議(以下

「子育て会議」という。)について、条例第3条の規定に基づき組織、所掌事項及び委員その他の構成員並びにその運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項各号に規定する事項に関すること。

(2) 前号のほか、町長が必要と認める事項

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱するものとする。

(1) 教育保育等の関係者

(2) 幼稚園又は保育園の関係者

(3) 保健福祉関係者

(4) 公募町民

(5) 前各号のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で新たに追加した委員の任期は、他の委員の任期に合わせるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。2 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員(議長を除く。)の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第7条 子育て会議は、その所掌事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第8条 委員の任期満了後に開く最初の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が行う。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、子育て支援主管課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に開く会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

5 大磯町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和6年8月21日～令和8年8月20日

氏名	所属/役職	会議規則 第3条の区分
成田 麻紀	大磯町立大磯小学校 校長	(1)関係教育・保育等の関係者
立花 ますみ	神奈川県立大磯高等学校 校長	(1)関係教育・保育等の関係者
望月 展弘	星槎学園高等部湘南校 校長	(1)関係教育・保育等の関係者
松井 節子	大磯町青少年指導員連絡協議会 委員	(1)関係教育・保育等の関係者
高橋 明子	高橋母乳相談室 代表	(1)関係教育・保育等の関係者
高橋 聡子	認定こども園あおばと 園長	(2)関係幼稚園又は保育園の関係者
芝 園枝	社会福祉法人恵伸会サンキッズ国府 園長	(2)関係幼稚園又は保育園の関係者
加藤 敦子	そだちさばーとMana 代表	(3)関係保健福祉関係者
(副会長) 佐藤 和宏	神奈川県平塚児童相談所 子ども支援第一課長	(3)関係保健福祉関係者
望月 真里子	神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課長	(3)関係保健福祉関係者
加藤 恭子	大磯町民生委員児童委員協議会 主任児童委員	(3)関係保健福祉関係者
金子 智紀	公募町民	(4)関係公募町民
石井 彩	公募町民	(4)関係公募町民
(会長) 尾里 育士	東海大学児童教育学部児童教育学科 教授	(5)関係有識者

※規則区分順 ※令和6年10月1日時点

(こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載)
(令和6年11月8日～令和6年12月13日)

磯 子 第 318 号

令和6年9月20日

大磯町子ども・子育て会議
会 長 尾 里 育 士 様

大磯町長 池田 東一郎



(仮称)大磯町こども計画について(諮問)

大磯町子ども・子育て会議規則第2条に基づき、(仮称)大磯町こども計画の策定について、貴会議の意見を求めます。

(答申を掲載)

年度	日付	概要
令和5年度	8月8日	第1回大磯町子ども・子育て会議
	10月25日	福祉文教常任委員会協議会
	12月15日	第2回大磯町子ども・子育て会議（書面会議）
	12月28日～	大磯町子ども・子育てニーズ調査 （～令和6年1月24日）
	令和6年 1月26日～ 3月28日	大磯町子ども・若者支援に関するウェブアンケート調査（～2月13日） 第3回大磯町子ども・子育て会議
令和6年度	6月14日	第1回大磯町子ども・子育て会議
	5月1日～	こどもや若者、子育て当事者の“声”の聞取り （～8月31日）
	5月13日	福祉文教常任委員会協議会
	8月8日	福祉文教常任委員会協議会
	9月3日	記者発表 （「万博国際交流プログラム」の登録【7月】 / 「令和6年度内閣官房事業」へ選定【8月】）
	9月20日	第2回大磯町子ども・子育て会議（諮問）
	10月20日	第3回大磯町子ども・子育て会議
	11月8日	記者発表 （「大磯こどもサミット」の開催 / 「大磯こども計画」表紙デザインの募集）
	12月7日	大磯こどもサミットに係るこども協力員打合せ会
	12月16日	福祉文教常任委員会協議会
	12月21日	大磯こどもサミット （大磯こどもサミット行動宣言） 「大磯町こども計画」パブリックコメント （～令和7年1月20日）
	1月〇日	第4回大磯町子ども・子育て会議（答申）
	2月4日	政策会議
	2月〇日	大磯町こども計画に係る法定協議（県）
	3月〇日	第5回子ども・子育て会議

(こどもたちからの表紙等のデザイン応募作品を掲載)
(令和6年11月8日～令和6年12月13日)

子どもの権利条約 第1条～40条抄訳

第1条【子どもの定義】

18歳になっていない人を子どもとします。



第2条【差別の禁止】

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがひ、どのようなことを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がど
ういう人であるか、などによって差別されません。



第3条【子どもにもっともよいことを】

子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かが第一に考えなければなりません。



第4条【国の義務】

国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。



第5条【親の指導を尊重】

親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。



第6条【生きる権利・育つ権利】

すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。



第7条【名前・国籍をもつ権利】

子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できるかぎり親を知り、親に育ててもらふ権利をもっています。



第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】

国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。



第9条【親と引き離されない権利】

子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができず。



第10条【別々の国にいる親と会える権利】

国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるように配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。



第11条【よその国に連れさられない権利】

国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。



第12条【意見を表す権利】

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第13条【表現の自由】

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。



第14条【思想・良心・宗教の自由】

子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。



第15条【結社・集会の自由】

子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくらたり、集会を行ったりする権利をもっています。



第16条【プライバシー・名誉の保護】

子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誹りを蒙つげられない権利をもっています。



第17条【適切な情報の入手】

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにするため、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第18条【子どもの養育はまず親に責任】

子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。



第19条【あらゆる暴力からの保護】

どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】

家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらうなど、国から守ってもらふことができます。



第21条【養子縁組】 子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもが新しい親（保護者）のことなどをしっかりと調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。 	第22条【難民の子ども】 自分の国の政府からのほく害をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。 	第23条【障がいのある子ども】 心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。 	第24条【健康・医療への権利】 子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。 
第25条【施設に入っている子ども】 施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。 	第26条【社会保障を受ける権利】 子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。 	第27条【生活水準の確保】 子どもは、心やからだがかすやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親（保護者）はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。 	第28条【教育を受ける権利】 子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。 
第29条【教育の目的】 教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のぼし、人権や平和、環境を守ることを学ぶためのものです。 	第30条【少数民族・先住民の子ども】 少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。 	第31条【休み、遊ぶ権利】 子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。 	第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】 子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。 
第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】 国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。 	第34条【性的搾取からの保護】 国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。 	第35条【誘拐・売買からの保護】 国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。 	第36条【あらゆる搾取からの保護】 国は、どんながたでも、子どもの幸せをうばって利益を得るようなことから子どもを守らなければなりません。 
第37条【拷問・死刑の禁止】 どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れたりすることは許されません。もし、罪を犯していたとしても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。 	第38条【戦争からの保護】 国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。 	第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】 虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。 	第40条【子どもに関する司法】 罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかり果たせるようになることを考えて、扱われる権利をもっています。 

出典：公益社団法人 日本ユニセフ協会「読んでみよう！「子どもの権利条約」第1～40条 日本ユニセフ協会抄約